



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 30 年 12 月号

代表便り ~特別版*慰安旅行~



皆さんこんにちは。

今回の代表便りは特別版！先日催された慰安旅行の様子を弊所の宮澤からお伝えします。

所員の宮澤です。少し日にちが経ってしまいましたが、10月3～5日で沖縄に慰安旅行へ行ってきました！

あいにくの台風直撃でしたが、沖縄料理を食べたり、琉球ガラス体験や美ら海水族館へ行くなどしてアクティブに過ごしました。



琉球ガラス工房では、4人の職人さんに手伝ってもらいながらコップを作りました。職人さんが手取り足取り教えてくれるので、安心して臨んだのですが、力を加えすぎるとすぐ飲み口が歪んでしまい、難しかったです。旦那さん用と2つ作って帰る予定だったのですが、職人さんが作ったものを私が作ったものとして1つ持ち帰りました。笑

1日目の夜は沖縄居酒屋へ行ったのですが、琉装(沖縄の民族衣装)を着た二人組の女性が沖縄民謡を歌ってくれるサービスがあり、ワイワイした雰囲気楽しくお酒が進みました。そこで初めて泡盛を飲んだのですが、想像していたよりもクセがなく、沖縄料理に合って美味しかったです。表現するなら、かなり飲みやすいウイスキーの水割りに近かったです。飲まず嫌いの人は、是非一度ご賞味ください。

12月の税務



- ・ 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…1月4日(金)
- ・ 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…1月4日(金)
- ・ 給与所得の年末調整
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第3期分納付
納付期限…12月中の各自治体の条例で定める日



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

本店便り ～両立支援等助成金(出生時両立支援コース)～

文責：亀田

上記でピンっとくる方はどれぐらいいるのでしょうか？いわゆる、男性が育児休業を取得したら助成金を出します、という制度です。厚生労働省の発表では、育児休業を取得した女性 83.2%に対して男性は 5.14%という結果になりました。まだまだ、日本では男性が育児休業を取ることは難しいのが現状です。

< 中小企業者の出生時両立支援コースの概要（中小企業者の場合） >

- (1) 男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りを行った。（育児休業制度がありますという周知等）
- (2) 雇用保険に加入している男性従業員に、子の出生後 8 週間以内に開始する、連続 5 日以上の子育て休業を取得させた。
※連続 5 日以上とは、育児休業中の全てが休日、祝日などの場合は対象とならず、休業期間中に所定労働日が含まれることが必要（所定労働日が 1 日以上あれば他の日が休日でも O.K.）
- (3) 育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定している。
- (4) 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出、公表し労働者に周知している。

上記 4 点を満たした場合に受給できる額（中小企業者）

(ア) 初めて育休取得した場合・・・57 万円（72 万円）

(イ) 2 人目以降の育休取得

A：育休 5 日以上・・・14.25 万円（18 万円）

B：育休 14 日以上・・・23.75 万円（30 万円）

C：育休 1 か月以上・・・33.25 万円（42 万円）

※() 書きは、生産性要件を満たしている場合



という事で助成金も踏まえて会社側から従業員へアプローチするのも有りかもしれませんね！
ちなみに三上税理士法人は、男女ともに育児休業制度を導入しています！！

無料経営相談実施中！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

12 月開催スケジュール(予約必要)

12 月 4 日(火) 午前 10 時より 12 時まで

12 月 10 日(月) 午後 1 時より 5 時まで

午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

インター店便り ~所内化粧品販売~

文責：服部

こんにちは。だんだんと寒くなり、紅葉の季節になってきました。
今回は、私の顧問先主催で行ったイベントについてご紹介したいと思います。
化粧品関係の販売・セミナー・イベントをされている社長なのですが、三上税理士法人って女性が多いので、ここでイベントやったら面白いかも！！と、思い付きで始まったこの企画。



普段は打ち合わせスペースである会議室を利用して、化粧品の展示販売、メイク体験を行いました。いつもは黙々と会計入力しているパートさん達のお肌の悩みからアドバイスや、おすすめの商品の紹介等していただきました。私もちゃっかりメイク体験をし、発色のよかった口紅を購入しました。パートさんにも大好評で終わることが出来ました。

このように、普段は税務の観点から顧問先の方とお話しすることが多いですが、実際にされている業務を垣間見るのも大変興味深く、貴重な体験になりました。業種によっては同じようには行きませんが、本年度から建設業の顧問先が多いうちの事務所の特色を活かすべく、定期的に建設業セミナーを行っています。また、弊所の経営会議でも、代表の三上と触れ合える企画を出したら面白いんじゃないか?! というような意見も出ていました。

ただ、税金の計算をして税務の話をするという訳ではなく、様々な形で顧問先の方との輪を広げられるといいなあと思いました。

行楽日記

文責：南



先日、お芋掘りに出掛けました。

有難い事に、畑の管理をして下さっている方が、苗植え、除草、水やりなど春から収穫するまでの間お世話して下さいました。

とても大きなお芋。小さなお芋。大きさ、形がさまざまなお芋を沢山収穫する事が出来ました。スーパーではなかなか買わない(買えない?!) 安納芋まで!



掘りたてのお芋は水で洗わず根や葉を切り取り、土がついたまま2週間から20日くらい置くと甘みが増すと教えていただきました。直ぐに食べたいのを我慢してやっと2週間。

蒸かし芋、天麩羅、お芋ご飯、スイートポテト、大学芋、コロケ、鬼まんじゅう。どれも美味しい。



土を触る機会が減ってしまった子供達に食育も兼ねたお芋掘りが出来て良かったです。大人になってからのお芋掘りも楽しいものでした。

機会があれば是非お芋掘りしてみたいでしょうか。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info

経営情報 ～給与所得者の配偶者控除等申告書～

文責：足立



本年分の年末調整から「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が始まります。

平成 30 年分の年末調整では、平成 29 年度税制改正により見直された配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の適用に当たり、給与所得者としては、改正後初めて「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与支払者に提出することとなります。

従来の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」については、平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改正され、これまで兼用様式だった「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」は 2 種類の様式に分かれます。

つまり、給与所得者の合計所得金額が 900 万円以下で、生計を一にする配偶者（青色事業専従者等の該当者を除く）の合計所得金額が 85 万円以下である「源泉控除対象配偶者」の場合は、本年の最初の給与支払日の前日までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を給与支払者に提出し月々等の源泉徴収が行われ、年末調整においても「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

また、源泉控除対象配偶者以外の配偶者は、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 123 万円以下の場合には、月々等の源泉徴収ではなく、年末調整において「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与支払者に提出することで、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることになります。

平成 30 年分の年末調整で、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与支払者に提出する必要があります。

◎給与所得者の扶養控除等申告書と配偶者控除等申告書の主な違い

給与所得者の扶養控除等申告書	源泉控除対象配偶者に該当する場合は該当欄に記載
給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除・配偶者特別控除を適用する場合に提出

年末年始休業日のお知らせ



年末年始休業日：平成 30 年 12 月 29 日（土）～平成 31 年 1 月 6 日（日）

※12 月 28 日（金）は大掃除の為、年内の通常営業は 12 月 27 日（木）までとなります。

年始は 1 月 7 日（月）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
MAIL mikami@taxer.info